



長崎市立西北小学校 いじめ防止基本方針

校訓
～美しい学校～

1 目的

この基本方針は、いじめを許さない美しい学校づくり及び児童の尊厳保持のため、本校における「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本姿勢を教職員はもとより、児童・家庭・地域が共通認識し、いじめの防止等に係る取組を組織的かつ効果的に推進することを目的とする。

2 めざす児童像

- やさしい子（学校目標「めざす児童像」の一つを重点として育成を図る。）
- 約束を守る子（家庭教育・生徒指導の場面を重点として育成を図る。）
- 科学的に判断する子（人権教育・学習指導の場面を重点として育成を図る。）

3 基本理念

(1) 共通宣言

「いじめ」は、子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすことから、いかなる理由によるかを問わず、これを容認しない。

学校、保護者、地域は、子供が安心して生活し、学ぶことができる環境を整えるため、それぞれの責務を果たし、主体的かつ相互に連携して、いじめの防止に取り組むことを宣言する。

(2) 責務と努め

- 学校の責務 … いじめの防止、早期発見等の取組の主体となり、保護者、地域、関係機関との連携に係るコーディネーターとしての役割を果たしながら、めざす児童像の育成を図る。
- 保護者の責務 … 子供の養育と成長について責任があることを自覚し、子供が安心して過ごせる居場所づくりに努める。また、規範意識の育成を重視し、いじめが許されない行為であることを十分理解させるなど、家庭教育の充実を図る。
- 地域の責務 … 地域全体で子供を見守り、保護者との連携を密にするとともに、自ら地域の子供を指導し、子供が安心して過ごすことのできる環境づくりに努める。
- 子供の努め … 自分を大切にするとともに、他の人を思いやり、いじめは絶対にしないという約束を守り、互いに仲良く生活できるように努める。

(3) いじめ防止対策推進法（抜粋）の理解と周知

(定義) 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止) 第4条

児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等) 第9条

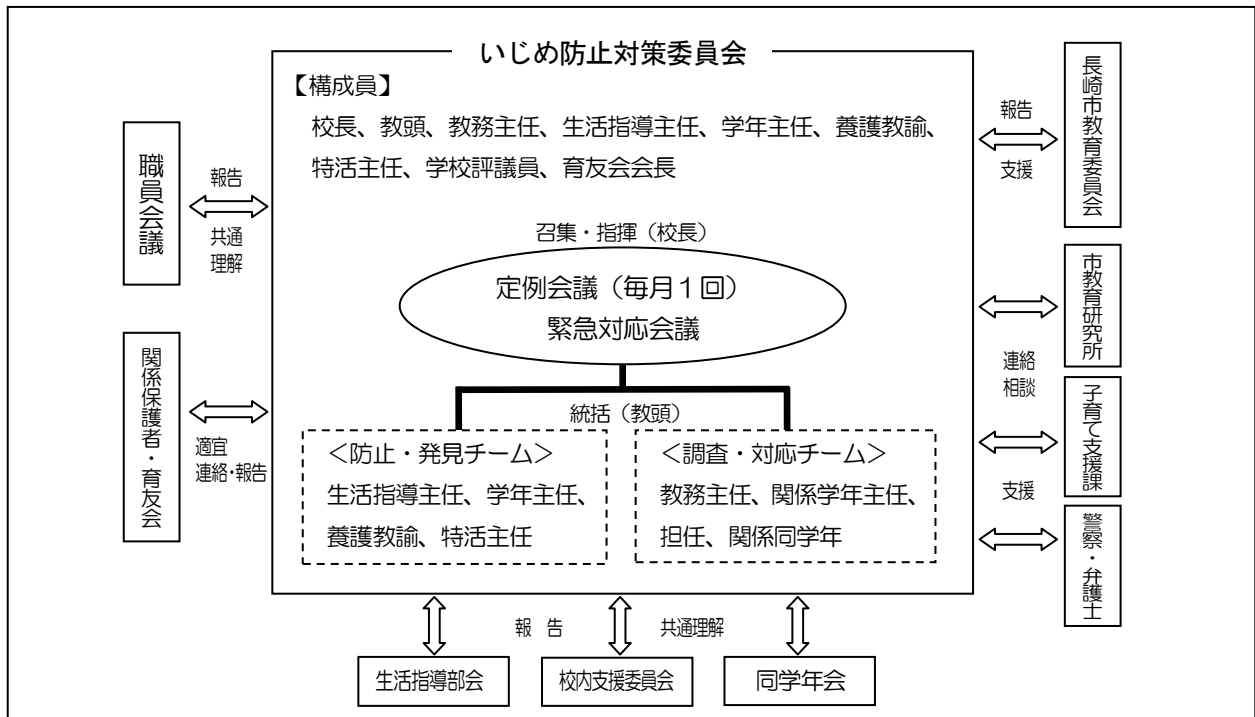
保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

4 いじめ防止に係る組織



5 いじめ防止に係る取組（重点）

(1) 「いじめの防止」

①居場所づくりのために

- 規律を重んじるとともに、自他を認め合い、自己肯定感を高められる家庭、学級をつくる。
- 全ての児童が参加・活躍できる授業を展開し、学力の保障を行う。
- 家庭、地域とともに平和教育を推進し、思いやりの心と相手のために動く実践力を育む。

②絆づくりのために

- 家族や教職員、地域の大人が、子供たちに積極的に声をかけ、愛情をしっかりと伝える。
- 班活動、係活動、学級遊び等の充実を図り、人間関係形成能力を育む。
- 児童会による自発的・自治的な活動として、いじめの防止等に係る学びや取組を行う。

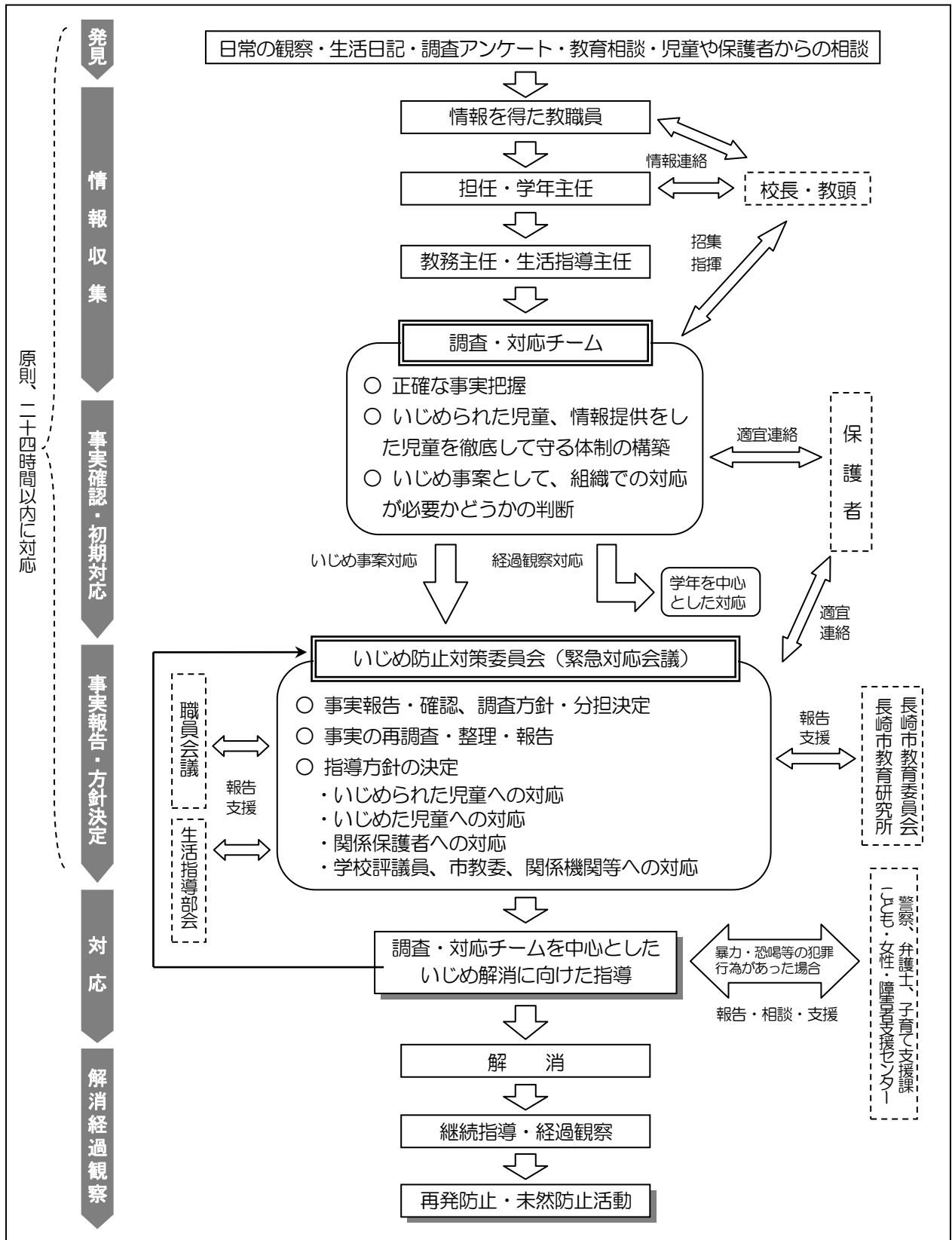
(2) 「いじめの早期発見」

- 「子供がいるところには、教職員がいる」を合言葉に、日々の観察の充実を図る。
- 給食時間を利用した個別面談や生活ノートの活用等により、信頼関係を構築する。
- 「心の時間」を活用し、定期的にアンケート調査を行う。
- 保健室を「心の相談室」して位置付けることにより、教育相談の窓口を広げる。
- 保護者との連絡を密にし、いじめ問題に対して保護者が即座に相談できる信頼関係を築く。

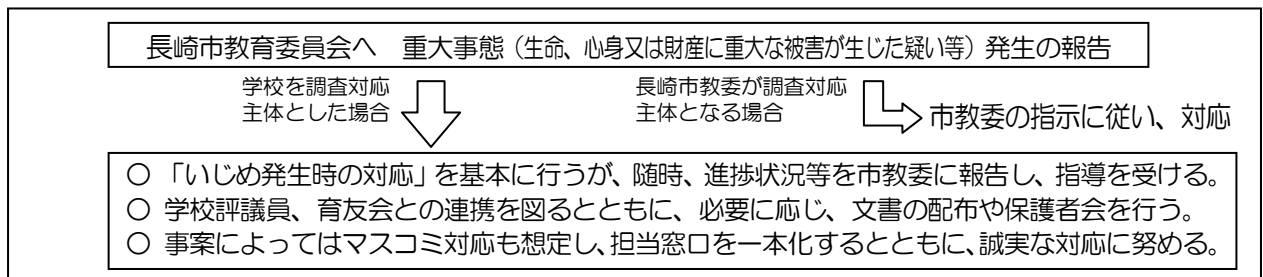
(3) 「いじめに対する措置」

- ①いじめの疑いが発見された場合、対策委員会の「調査・対応チーム」を中心に、正確な事実把握を行うとともに、「いじめられた児童、情報提供をした児童」を徹底して守る体制を整える。
- ②いじめ事案としての対応が必要となった場合は、いじめ防止対策委員会（緊急対応会議）を開き、事実確認と今後の指導方針を明確にする。
- ③指導方針に基づき、学級担任を中心としながらも、「いじめられた児童への対応者」「いじめた児童への対応者」「保護者への対応する教員」を配し、組織な取組を行う。
- ④いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行いつつ、当事者以外の児童及び学級全体に対する指導を含め、継続した指導を行う。

6 いじめ発生時の対応（フロー図）



7 重大事態発生時の取組



8 いじめ早期発見のためのチェックリスト（参考例）

学校生活の中でのチェック	家庭生活の中でのチェック
<p><u>いじめられている子のサイン</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> どこかおどおどしている。脅えているように感じる。 <input type="checkbox"/> 浮かぬ顔や下を向いていることが多い。薄笑いが多い。教師と視線を合わせない。 <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる。 <input type="checkbox"/> 遅刻、欠席が急に増えた。 <input type="checkbox"/> 衣服の汚れや傷・あざがある。 <input type="checkbox"/> グループ編成などで孤立する。 <input type="checkbox"/> 一人である時が多い。保健室や図書室によく行く。 <input type="checkbox"/> 仲のいいグループから急に離れた。 <input type="checkbox"/> よい発言や活動をしたのに賞賛が得られない。 <input type="checkbox"/> 友達よりも教師と話したがる。 <p><u>いじめている子、いじめが起きている集団のサイン</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 特定のグループばかりで行動し、他への指示が多い。 <input type="checkbox"/> グループだけしか分からない隠語を使っている。 <input type="checkbox"/> 特定の子に対する笑いや冷やかしが多く目に付く。 <input type="checkbox"/> あからさまに教師の機嫌をとる。また、逆に教師の指導を素直に受け取れない。 <input type="checkbox"/> 家や学校で悪者扱いされていると思っている。 	<p><u>いじめられている子のサイン</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 体や顔にあざや傷がある。尋ねても納得のいく説明が得られない。 <input type="checkbox"/> 最近、服装がなんとなく乱れている。汚れが目立つ。 <input type="checkbox"/> かばんや教科書、ノートに落書きがある。 <input type="checkbox"/> 朝の起床や登校時刻が遅くなる。登校をしぼる。 <input type="checkbox"/> 買い与えたものを紛失したり、壊されたりしている。 <input type="checkbox"/> お金をねだることが多くなった。何に使ったかを話したがない。 <input type="checkbox"/> 友達の話をしなくなる。急に友達が替わる。 <input type="checkbox"/> 友達からの電話や遊びの誘いを避けている。 <input type="checkbox"/> 日曜や休日は機嫌がいい。 <p><u>いじめている子のサイン</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 急に、学校や友達の話をしなくなる。質問しても曖昧な返答をする。 <input type="checkbox"/> 友達を呼び捨てにする。軽蔑した口調で話す。 <input type="checkbox"/> 買ってやった覚えのない品物がある。 <input type="checkbox"/> 他人の物をよく借りている。いつまでも返さない。 <input type="checkbox"/> 携帯電話等の依存度が増えた。

9 主な年間活動計画

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4月	今年度基本方針等の共通理解 学級開き	10月	
5月	前期全校いじめ防止アンケート 家庭訪問	11月	後期全校いじめ防止アンケート
6月	心を見つめる教育週間・保護者懇談会	12月	なかよし集会
7月	前期取組のふり返し	1月	
8月	職員研修会	2月	年間取組のふり返し
9月		3月	次年度基本方針等の更新

10 いじめに関する相談機関

相 談 窓 口	電 話 番 号	相 談 時 間 等
いじめ相談ホットライン	0570-078310	24時間
親子ホットライン	0120-72-5311	9:00~20:50 (月~金)
こころの電話	095-847-7867	9:00~16:30 (月~金)
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00~20:00 (毎日)
子どもの人権110番	0120-007-110	8:30~17:15 (月~金)
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00~22:00 (毎日)
長崎市教育研究所教育相談	0120-556-275	9:00~17:50 (月~金)
長崎市子育て支援相談 (子ども総合相談)	095-825-5624	8:45~17:30 (月~金)
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-5132	9:00~17:15 (月~金)